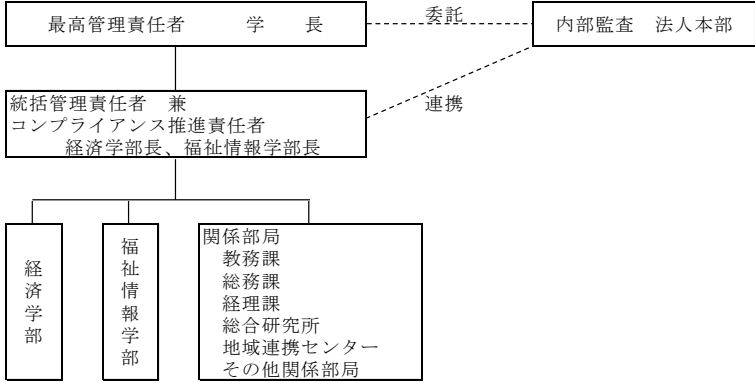


○徳山大学公的研究費の不正使用の防止計画

平成 27 年 1 月 30 日制定

平成 27 年 2 月 1 日施行

「徳山大学公的研究費取扱規程」（以下「公的研究費規程」という。）第 6 条に基づき、徳山大学（以下「本学」という）における公的研究費の不正使用を防止するため、公的研究費の管理・運営の基本方針を次のように定める。

不正発生要因	本学における取組
1. 管理体制	
<p>■公的研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。</p>	<p>●学長を最高管理責任者とし、公的研究費の運営・管理に関する最終的な決定権者であり、かつ最終的な責任を負う。</p> <p>●学部長を統括管理責任者兼コンプライアンス推進責任者とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括し、コンプライアンス教育を実施し、公的研究費の使用に関係するすべての者に対し意識向上を図り、かつ公的研究費の運営・管理の状況について最高管理責任者へ報告する。</p> <p>●公的研究費の予算管理、発注、納品検収、出納など、事務手続きにおける担当部局を定め、その部局の長がそれぞれの業務の管理責任を負う。</p> <p>【公的研究費の運営・管理体制図】</p> 
<p>■行政官庁のルールに基づく学内の統ルールが策定されていない。</p>	<p>●公的研究費の取扱いルールである「徳山大学公的研究費運用マニュアル」（以下「公的研究費運用マニュアル」という。）を定め、研究者が発注できる範囲、物品購入の手続き、出張旅費の申請手続き、謝金の支払い手続き等の明確化と統一化を図る。</p>
<p>■学内の統ルールへの周知が徹底されていない。</p>	<p>●毎年度、研究者と公的研究費の執行に係る部局の職員を対象に、コンプライアンス教育と科学研究費補助事業等の競争的資金の応募に関する説明会を実施し、公的研究費運用マニュアルを周知す</p>

	<p>る。</p> <p>●本学ホームページに公的研究費規程、「徳山大学 公的研究費の不正使用の防止計画」（以下「不正防止計画」という。）、公的研究費運用マニュアル、その他関係資料を公表し、学内外から誰でも閲覧できる状況にする。</p>
<p>■行政官庁のルールの変更に伴う学内ルールへの反映と、関係者への周知がなされていない。</p>	<p>●行政官庁のルール変更に伴い、公的研究費運用マニュアルの見直しを行う。</p> <p>●公的研究費運用マニュアルの見直しを行った場合は、その都度学内説明会を開催し、研究者と公的研究費の執行に関係する部局の職員へ周知を図る。</p>
<p>■事務担当者間での解釈の違いによる運用の誤り。</p>	<p>●統括管理責任者を中心に、公的研究費の執行に関係する部局の協議を行い、公的研究費運用マニュアルの統一見解を共有することを目指す。</p>
<p>■コンプライアンス教育の実施体制、教育内容等が不明確である。</p>	<p>●統括管理責任者兼コンプライアンス推進責任者を中心に、研究者の意識向上のためにコンプライアンス教育へ力を入れていく体制を整える。</p> <p>●公的研究費運用マニュアルと下記の事項を中心にコンプライアンス教育の内容を策定するとともに、内部監査の結果や学外での不正使用事案等を踏まえて、教育内容を更新していくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的研究費は国民の税金が原資であること。 ② 公的研究費の執行方法。 ③ 公的研究費の不正使用の事例。 ④ 公的研究費の不正使用による影響及び懲戒。 ⑤ 内部監査の実施内容。 ⑥ 上記のほか、コンプライアンスの意識向上のために必要と判断する事項。 <p>●コンプライアンス教育の実施にあたって、教育内容の理解度を把握し、周知の徹底を図るものとする。</p>
<p>■公的研究費の適正な使用を誓約させ、意識向上を図る手段がない。</p>	<p>●コンプライアンス教育を受講した研究者に、公的研究費の適正な使用に関する下記の誓約事項を記載した誓約書の提出を求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学内諸規程の遵守。 ② 公的研究費の不正使用を行わないこと。 ③ 公的研究費を不正使用した場合は、学内規程による懲戒、配分機関による処分、ならびに法的責任を受けること。 ④ 上記のほか、誓約を要する事項。

<p>■ 公的研究費の競争的資金等への応募資格の付与条件が不明確である。</p>	<p>● 下記の条件をすべて満たした研究者に、科学研究費助成事業などの競争的資金への応募資格を付与する。</p> <p>① 配分機関より競争的資金への応募制限、競争的資金の執行停止、その他の処分を受けていないこと。</p> <p>② コンプライアンス教育を受講していること。</p> <p>③ 誓約書を提出していること。</p>
<p>■ 公的研究費の競争的資金等の執行停止となる要件が不明確であること。</p>	<p>● 下記の事項のいずれかに該当する場合、科学研究費助成事業などの競争的資金の執行を停止する。ただし、該当する事項が解消した場合は、競争的資金の執行停止措置を解除する。</p> <p>① 配分機関より競争的資金の執行停止の処分を受けた場合。</p> <p>② 競争的資金の不正使用が明らか、またはその疑いが生じた場合。</p> <p>③ コンプライアンス教育を受講しない場合。</p> <p>④ 誓約書を提出しない場合。</p>
<p>■ 公的研究費の執行についての相談窓口が設定されていない。</p>	<p>● 公的研究費の執行についての学内外からの相談窓口を下記の通り設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費助成事業の予算管理、執行状況 教務課 ・ 科学研究費助成事業以外の公的研究費の予算管理、執行状況 その都度担当部局を定める ・ 納品検収 総務課 ・ 出納 経理課
<p>2. 公的研究費の使用管理</p>	
<p>■ 公的研究費の執行状況の管理を研究者に委ね、関係部局が関与しない。</p>	<p>● 公的研究費の予算管理、発注、納品検収、出納などの経理事務は、最高管理責任者に委任するものとする。</p> <p>● 最高管理責任者は、経理事務の内容により担当部局を定める。</p>
<p>■ 研究者による発注、納品検収、出納などの経理事務が行われている。</p>	<p>● 経理事務の内容により、下記の通り担当部局を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費助成事業の予算管理、物品の発注等 教務課 ・ 科学研究費助成事業以外の公的研究費の予算管理、物品の発注等 その都度担当部局を定める ・ 納品検収 総務課 ・ 出納 経理課 ・ 非常勤雇用の研究補助者等の面談、出勤管理 教務課
<p>■ 関係部局間の情報の共有が行われていない。</p>	<p>● 公的研究費の予算管理と出納を担当する部局をそれぞれ置き、公的研究費の執行状況を複数の部局で把握できる体制をとる。</p> <p>● 予算管理担当部局と出納担当部局が、定期的にそれぞれ把握している執行状況を照合することにより、ダブルチェック機能を果たす体制をとる。</p>

<p>■研究者による物品等の発注の範囲が不明確である。</p>	<p>●研究者による物品等の発注は、次の場合に限る。</p> <p>① 店舗等で直接購入する1個、または複数のもので組み合わせて機能するものはそれら一式が、消費税を含み1万円未満の消耗品。ただし、デジタルカメラ等の換金性の高い物品を除く。</p> <p>② 1個、または複数のもので組み合わせて機能するものはそれら一式が、消費税を含み10万円未満の物品で、やむを得ない理由により緊急を要する場合。ただし、パソコン、デジタルカメラ等の換金性の高い物品を除く。</p> <p>●研究者が物品を発注した場合は、納品検収担当部局へ現物を持参し、納品検収を受けなければならない。</p> <p>●納品検収を受けないものに対しては、公的研究費からの支払いを行わない。</p>
<p>■特定の取引業者との癒着を防止する対策が講じられていない。</p>	<p>●取引業者との癒着による公的研究費の不正使用を防止するため、公的研究費規程、不正防止計画、公的研究費運用マニュアル、その他関係資料を本学ホームページで公表し、取引業者に周知を求める。</p> <p>●特定の業者との取引量が多く、偏りがあると判断されるときは、当該取引業者に対し、次の事項を含む誓約書等の提出を求める。</p> <p>① 本学の規程を遵守し、公的研究費の不正使用に関与しないこと。</p> <p>② 内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。</p> <p>③ 公的研究費の不正使用に関与したものと認められた場合は、この「徳山大学 公的研究費の不正使用の防止計画」に定める取引停止を含む処分を講じられても異議を申し立てないこと。</p> <p>④ 研究者より公的研究費の不正使用の依頼があったときは、本学に通報すること。</p> <p>⑤ 上記のほか、誓約を要する事項。</p> <p>●誓約書等を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費の執行に関する取引を行わない。</p>
<p>■データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の作成開発又は機器の保守点検等の特殊な役務の納品検収方法が不明確である。</p>	<p>●データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の作成開発又は機器の保守点検等の特殊な役務の納品検収方法は、次のとおりとする。</p> <p>① 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の書類で、納品検収担当部局が納品検収を行う。</p> <p>② 有形の成果物がない場合は、完了報告書等の書類及び研究者ならびに業者等への聞き取り調査により納品検収を行う。</p>

<p>■出張旅費の申請が概算払いであり、実費払いではない。</p>	<p>●出張後に提出する「出張復命書」に、運賃及び宿泊費の領収書等を添付しなければならない。</p> <p>●出張申請時の出張旅費と過不足が生じた場合は、「出張復命書」の提出時に精算する。</p>
<p>■非常勤雇用者の採用、勤怠管理、謝金の支払いなどの手続きが不明確である。</p>	<p>●非常勤雇用の研究補助者の採用には、教務課による面談、コンプライアンス教育の受講、誓約書の提出を義務付ける。</p> <p>●非常勤雇用の研究補助者の勤怠管理は、教務課に出勤簿を備え付けて行う。</p> <p>●非常勤雇用の研究補助者への謝金の支払い手続きには、出勤簿と成果物を添付しなければならない。</p> <p>●非常勤雇用の研究補助者への謝金の支払いは、教務課から本人へ直接支払う。</p>
<p>■公的研究費の執行が年度末に集中している。</p>	<p>●コンプライアンス教育において、年度末に公的研究費の執行が集中しないよう、計画的な研究活動を奨励していく。</p> <p>●科学研究費補助事業等の競争的資金の応募に関する説明会において、公的研究費の次年度使用の方法等を周知することにより、執行が年度末に集中しないよう指導していく。</p> <p>●公的研究費の予算管理担当部局より研究者に対し、執行状況に応じて研究活動の進行状況を確認する。</p>
<p>3. 内部監査</p>	
<p>■実効性のあるモニタリング体制が整備されていない。</p>	<p>●予算管理担当部局と納品検収担当部局が協働して、定期的に次の事項のモニタリングを実施する。</p> <p>① 1個、または複数のもので組み合わせて機能するものはそれら一式が、消費税を含み10万円以上の設備備品の所在確認。</p> <p>② パソコン、デジタルカメラ、書籍等の物品の所在確認。</p> <p>③ 研究補助者の勤務状況の実態確認。</p> <p>④ 上記のほか、必要と判断される事項。</p>
<p>■実効性のある内部監査体制が整備されていない。</p>	<p>●第三者的視点から実効性のある内部監査を実施するため、内部監査業務を法人本部へ委託する。</p> <p>●内部監査の実施方法、実施対象、実施時期などの実施要領は、監事等と協議の上策定する。</p>
<p>4. 不正行為等への対応</p>	
<p>■学内外から公的研究費の不正使用に関する告発等を受け取る窓口が設置されていない。</p>	<p>●学内外から公的研究費の不正使用に関する告発等を受け取る窓口として総務課を充てる。</p> <p>●告発等を受け取る窓口、手続き等を本学ホームページで公表し、広く学内外に周知する。</p>

<p>■ 告発者等の保護対策が不明確なため、告発しにくい状況である。</p>	<p>● 告発者等の個人情報の保護のため、告発者等の氏名、所属、告発内容等、その他告発者等を特定する個人情報は、告発者等の同意が得られない場合、公開しない。</p> <p>● 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。</p> <p>● 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じる。</p> <p>● 告発者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者は、学内規程の定めに従い処分する。</p>
<p>■ 公的研究費の不正使用が認定された場合の懲戒等の処分が不明確である。</p>	<p>● 公的研究費の不正使用が認定された場合、不正使用に関与した研究者、関係部局、取引業者等は、氏名、部局名、または業者名、不正使用の内容等を公表する。</p> <p>● 公的研究費の不正使用が認定され、配分機関より公的研究費の執行停止または返還等の処分が行われた場合、その処分を速やかに実行する。</p> <p>● 公的研究費の不正使用に関与した研究者または関係部局は、学内規程に定める懲戒処分を行う。</p> <p>● 公的研究費の不正使用の情状により、不正使用に関与した研究者、関係部局担当者、取引業者等に対し、刑事告発、民事訴訟、その他の法的手続きを行う。</p>
<p>■ 公的研究費の不正使用に関与し、または一連の取引行為に不正等が認定された場合、取引業者に対する処分が不明確である。</p>	<p>● 公的研究費の不正使用に関与し、または一連の取引行為に不正等が認定された場合、当該取引業者に対しては、次の方針に基づき処分を行う。</p> <p>① 虚偽記載 本学購入等の一連の取引行為において提出資料に虚偽の記載をし、不相当と認められる場合。 取引停止期間 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>② 契約違反 本学購入等の一連の取引行為において契約に違反し、不相当と認められる場合。 取引停止期間 2週間以上4ヶ月以内</p> <p>③ 不適切な安全管理措置に起因する損害事故 本学購入等の一連の取引行為における不適切な安全管理措置により起因して人身事故または物損事故が発生した場合。 取引停止期間 2週間以上6ヶ月以内</p> <p>④ 贈賄 本学の研究者または職員に対して行った贈賄の容疑で逮捕または起訴された場合。</p>

	<p>取引停止期間 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>⑤ 談合等 本学購入等行為に対し刑法に規定する談合により逮捕または起訴された場合、及び独占禁止法に違反し、不相当と認められる場合。 取引停止期間 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>⑥ 不正または不誠実な行為 本学購入等行為において、架空の請求、不正な請求、不正な納品、その他不正行為と認められた場合、及び不誠実な行為を行った場合 取引停止期間 2ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>●公的研究費の不正使用に関与し、または一連の取引行為に不正等が認定された取引業者との取引が複数ある場合は、次の方針に基づき対応する。</p> <p>① 物品等の納品検収前の取引 取引内容を精査し、不正等が認められた場合は、取引行為を中止しまたは契約を解除する。</p> <p>② 物品等が納品検収後の取引 代金等の支払いを一時停止し、取引内容に不正等が認められた場合は、物品等の返却などの措置を行い、契約を解除する。</p> <p>③ 物品等の納品検収及び代金等の支払いが終了した取引 物品等を返却し及び代金等の返還を求める。</p>
--	--